

納税環境整備に関する専門家会合（第1回）終了後の記者会見議事録

日 時：令和2年10月7日（水）17時25分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中島主税局税制第一課企画官

本日は第1回目の専門家会合ということで、これから色々な議論を重ねていく必要がある段階、始まったばかりの段階だとは思いますが、基本的にはウィズコロナ時代における税務手続の電子化というのが一つの大きな柱です。

また、グローバル化、デジタル化が進む経済取引に対して、いかに適正課税も同時に確保していくかといった、多面的な検討をしていかなければならないと思っています。

本日はそうした議論の前提として、今、足元でどのようなことが起きているのかということ、特に事業者の方々における記帳の実態、いわゆるバックオフィスと言われる経理や労務管理といったことに対して、どのような課題に直面しているのか、また、解決していく展望はあるのか、あるいはそういった上でどのような点が課題になっているのか、そうしたところを主に経済界やツールを提供しているベンダーの方々から御意見、御説明を頂戴いたしました。

今後どのように議論を進めていくかということになりますと、次回以降も引き続き岡村座長を中心として、委員の皆様それぞれの分野に応じて御意見を頂戴しながら、良い議論ができればいいと思っています。

本日はどちらかというところ、ビジネスサイドから見たところの姿でしたが、こういうところが課題になっているとか、制度はこういうところが課題になっているとか、そうしたお話をいただいたわけですが、一方で、なぜそういう制度になっているのか、そういう制度の見直しをするに当たって、どういうところが論点になってくるのか、どういうところに気をつけていかなければならないのか、そういう視点からの議論の素材を次回以降は提供しつつ、本日はいただいた御議論を踏まえたところで、皆様に御議論いただきたいと思っていますところ です。

○記者

今後の進め方のことで伺いたいのですが、一点目は、財務省説明資料の5ページに、第二回会合以降のテーマが書かれていますが、これを見ると項目が四つあるので、今回を含めて計5回ぐらいの開催を予定されていて、最後がいわゆる押印や、対面原則の見直しということなのか、そういう理解でいいのか伺います。

二点目は、岡村座長が冒頭におっしゃっていたかと思うのですが、総会に意見として提出するというのは、大体いつ頃までに、どのような形での提出を求めているのか。

三点目は、先日、税制改正の要望が締め切られましたが、2021年度の税制改正のプロセスに反映させるという方向なのでしょうか。

その三点をお願いします。

○中島主税局税制第一課企画官

一点目の開催回数について、資料にはあくまでも議論していく予定の項目を列挙していますので、1回の会合で二つの項目を取り上げることも今後あるでしょうし、そこは未定です。ただ、次回は「税務手続の電子化の現状」と「事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について」を取り上げるという話が、今日の専門家会合において、岡村座長からあったと思います。第3回目以降については未定です。

二点目の今後の進め方に関して、総会への報告ですが、今後どのような形で、いつぐらいに総会に取り上げていくかといったことも、岡村座長と相談をしながらになると思いますが、中身については、本日、岡村座長からありましたとおり、基本的には全体をきれいに取りまとめるというよりは、委員の皆様から寄せられた主な意見をそのまま報告する形になるのではないかと思います。

三点目の令和3年度税制改正につながっていくかどうかですが、以前も御説明したかもしれませんが、当専門家会合は、基本的には総会における今後の議論の素材を整理するために設置されたものでありまして、制度改正の要否や、そのタイミング等について今のところお答えできるような段階ではありません。

○記者

おっしゃることができる範囲で結構ですが、例えば年内までに総会に報告したりとか、スケジュールなどはイメージがありますでしょうか。

○中島主税局税制第一課企画官

少なくとも税務手続の電子化や、押印原則の見直しが喫緊の課題になっていることは間違いありませんので、具体的なタイミングについては、いつまでとは申しませんが、なるべく早く行う必要があるテーマだと考えています。

[終了]